

# 大雪に 備えて



近年、異常気象による災害が多く発生しており、この冬も大雪がいつ降ってもおかしくありません。また、災害が発生した場合には自助、共助での取り組みが非常に重要です。まずは、家庭内や地域で大雪時の対応について話し合い、あらかじめ大雪に備えましょう。

- ①積雪により外出できなくなる場合に備え、水（1人1日3リットルが目安）、食糧、灯油等の備蓄を確認しましょう。特別な非常食に限らず、普段から購入しているものを少し多く買い置きすることで十分です（最低3日分・推奨1週間分）。
- ②雪かきスコップなどの除雪用具の用意をしましょう。

## ご寄附ありがとうございました

次の方から、社会福祉のために寄附をいただきました。温かな善意に感謝し、ご紹介します。（平成27年10月）

▶10月6日、秩父市シルバー人材センター様から、46,673円

## 東日本大震災義援金

東日本大震災義援金へ多くの温かいご支援をお寄せいただきありがとうございます。

●11月26日現在

**52,019,728円**

お預かりした義援金は、日本赤十字社埼玉県支部へ送金し、義援金配分委員会を通じて全額被災された方々のもとへ届けられます。義援金をお寄せいただきました個人・団体の皆さんに、心から御礼申し上げます。

※義援金の受付期間は平成28年3月31日まで延長されました。

問 社会福祉課 ☎25-5204

問 危機管理課 ☎22-2206

ださい。



登録をお願いします。登録方法はQRコードを読み取るか、t-chichibu@sgm.jpへ空メールを送信してください。

防災・災害情報は、防災行政無線に加え、その内容を電話で確認できる「カクニリンクン」(通話料無料0800-800-5747)や、安心・安全メールでも配信しています。いざという時のためにぜひご確認ください。

- ③積雪時には不要不急の外出は極力控えましょう。どうしても外出する場合は、時間に余裕をもつて出かけるようにしましょう。
- ④外出の際や除雪作業を行う際は転倒や屋根雪の落下に注意しましょう。
- ⑤近所にひとり暮らしの高齢者や障がいをお持ちの方がいる場合は、地域で協力して助け合いましょう。

## 消費者行政の充実に向けて

市長 久喜 邦康



「和を以て貴しと為す」

秩父市消費生活センターでは消費者の方から消費生活に関する取引や商品・製品の苦情、問い合わせ等の相談に応じています。「料金が今より安くなる」と勧誘され、現状を確認せず固定電話の契約先の変更や、今年2月から始まった光回線の卸売りサービス開始による光回線の卸売りサービスの変更に関する相談など、近年では高度情報通信社会の進展により電気通信サービスに関する相談が増加傾向にあります。

また、電話勧誘による投資詐欺、電話やメールによる架空請求、イ

ンターネット通販によるトラブル、訪問販売で嘘の説明をされ、不要な契約をさせられた事例もあります。

さらに高齢者や若年者を狙ったマルチ商法では「すぐに元が取れる」「簡単に儲けられる」等と誘われ始めたが実際には儲からないという取引被害の相談もあります。介護ベッドや電動車イス等の福祉用具による事故、乳幼児のボタン電池の誤飲、踏み台の足が折れ、けがをした等の商品や製品の被害も発生しています。

次々と出てくる新手の悪質・巧妙化する取引被害救済に向け、消費生活センターでは専門の相談員を配置し、必要に応じ事業者との「あっせん」や「出前講座」を通し、未然防止の啓発活動も実施しています。また、秩父市では消費者行政の基盤強化に向け、市条例の整備を進め、今後も引き続き市民の皆さんが安全で安心して暮らせる地域社会を目指し、より一層消費者行政の充実、積極的取り組みを進めます。

## お気軽にお越しください! ふらっと市長室

●12月15日(火)

9:00~10:00 荒川総合支所

11:00~11:30 伝承館1階

●1月20日(水)

9:00~10:00 吉田総合支所

11:00~11:30 伝承館1階

※日程は変更となる場合があります。

問 秘書広報課 ☎22-2505